

令和 7 年 3 月 4 日

尾 道 市 長
(建 設 部 契 約 課)

建設工事等の指名除外措置の概要について公表します。

- 1 指名除外業者

(株) 佐藤渡辺
東京都港区南麻布1-18-4
- 2 指名除外期間

令和7年3月4日～令和7年9月3日 (6か月)
- 3 事 実 概 要

株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が福島県石川町発注の複数の工事において、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日に郡山区検察庁に談合罪で略式起訴された。
- 4 指名除外理由

上記事実については「建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱」別表第2項第3号に該当する。

(建設工事等入札参加資格者指名除外基準要綱別表第2項第3号)

措 置 要 件	期 間
(入札妨害又は談合) 2 次の(1)から(5)のいずれかに該当することとなったとき。 (1)・(2) 略 (3) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (4)・(5) 略	6か月以上24か月以内